

第2章 県における水防組織

第1節 水防体制と出動

県は山形地方気象台より気象情報（警報及び注意報を含む）をうけたときは、その情報を判断し、次の分類により水防体制をとる。

1 水防本部の体制

(1) 準備体制

洪水、津波、高潮注意報をうけたときは、水防要員（1班）を以て連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

(2) 注意体制

大雨、洪水、津波、高潮注意報をうけ、さらに警報に切り替わると予想される場合、又は洪水が起ころる恐れがある場合〔水防団待機水位（通報水位）を越え、氾濫注意水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）に達するおそれがある場合〕は、情報収集等の水防活動ができる体制とする。

(3) 警戒体制

大雨、洪水、津波、高潮警報をうけたときは、水防要員（1～2班）を以てこれに当り、そのまま水防活動ができる体制とする。必要により自動車を待機させる。

(4) 非常体制

大津波警報、大雨、高潮特別警報、その他洪水による重大な災害発生が生ずる恐れがある場合は、水防計画に定めてある水防要員全員を以て非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。もし、事態が長びく時は水防長は適宜交代せるものとする。

2 水防支部の体制

支部長は、情報判断を適正に行い、支部の水防計画に従い水防本部に準ずる水防体制を保持しなければならない。

3 水防管理団体の体制

(1) 水防管理者は、情報判断を適正に行い、水防本部に準ずる水防体制を保持しなければならない。

(2) 指定管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、万全の体制を保持しなければならない。

4 出動準備

水防管理者は、次の場合には、管下水防団又は消防機関に対し、出動準備をさせること。

(1) 水防警報が発せられたとき。

(2) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要を予測するとき。

(3) その他気象状況により、洪水、津波、高潮等の危険が予知されるとき。

5 出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに管下水防団又は消防機関に対し、予め定められた計画に従い出動させ、警戒準備につかなければならない。

(1) 水防警報が発せられたとき。

(2) 河川の水位が氾濫注意水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

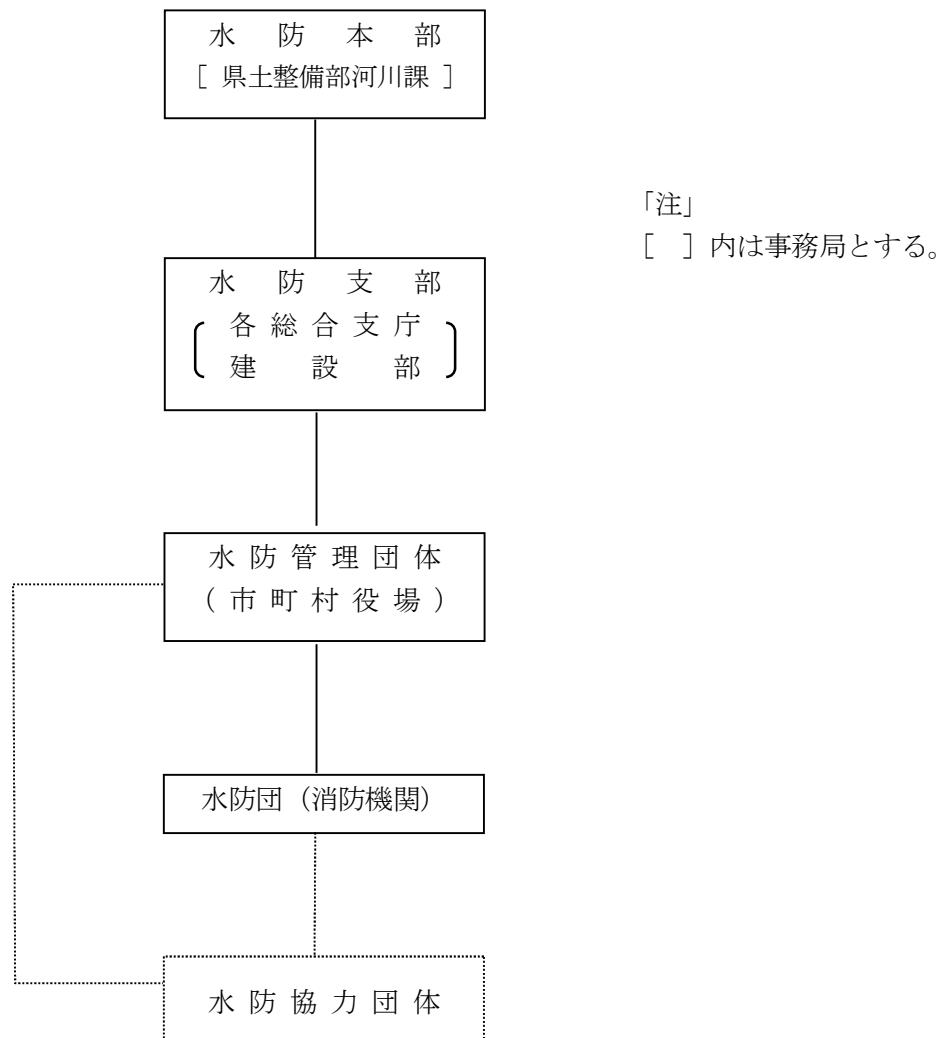
(3) 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

(4) 地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認めるとき。

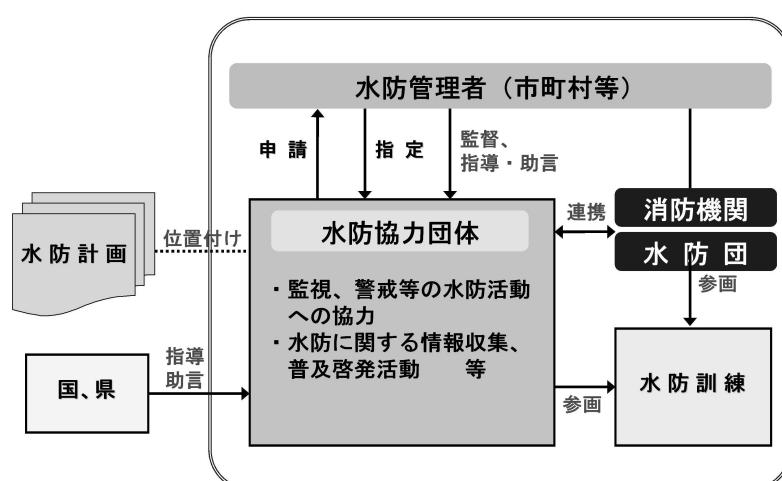
第2節 山形県の水防組織と任務

1 水防活動の組織

県の水防組織は、次のように構成する。



(参考) 水防協力団体制度（第12章 水防協力団体制度）



2 水防本部の構成等

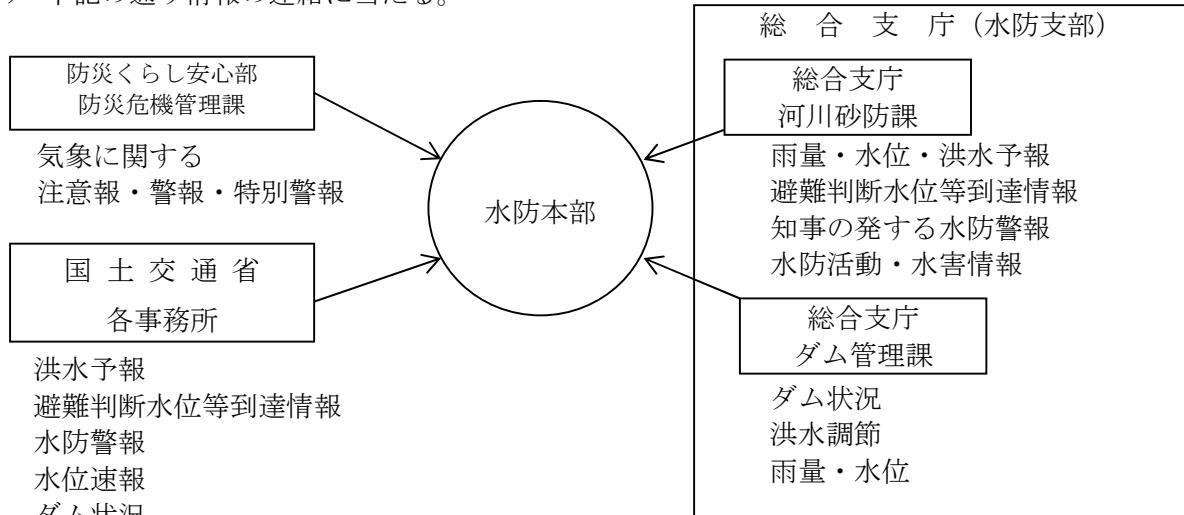
(1) 本部の組織

法第10条第1項及び気象業務法第15条第1項の規定により、水防に関係のある気象状況の通知を受けたときは、その危険が解消するまでの間、県下の水防管理団体等が行う水防の統括連絡を図るために水防本部を設置する。

水防本部長 (知事)	副本部長 (副知事)	水防長 (県土整備部長)	副水防長 (県土整備部整備推進監)	(統括) 河川課長	各班員 (河川課職員)
(本部付) 総務厚生課長 管財課長 防災危機管理課長 管理課長 都市計画課長 道路整備課長 道路保全課長 砂防・災害対策課長 空港港湾課長 警備第二課長					

(2) 水防要員は6班編成とし、任務は次の通りである。

ア 下記の通り情報の連絡に当たる。



イ 各支部、県管理ダム、国土交通省（各事務所）等より雨量、水位及び水害による情報を収集し必要に応じ関係諸機関に連絡する。

ウ 水防記録を作成して保管する。

エ 必要に応じ、一般被害状況及び水防作業実施の現地写真を収集し保管する。

オ 水防管理団体等の指導に当る。

カ 人員、資材及び器具の調達、輸送の任に当る。

キ 資材、器具輸送の機動力の確保に当る。

(3) 水防本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、県に災害対策本部が設けられた場合、この本部の組織に入り、水防事務を処理する。

3 水防支部の構成等

(1) 支部の組織

支 部 名	支 部 長	副支 部長	支 部水防長	支 部副水防長	(統 括)
東南置賜支部	総合支庁長	総務企画部長	建設部 長	河川砂防課長	河川砂防課 課長補佐
西置賜支部		建設部 長			
東南村山支部					
西村山支部					
北村山支部					
最上支部					
庄内支部					

(2) 支部の編成は本部に準じて定め任務は次の通りとする。

- ア 気象通報及び警報を受ける。
- イ 知事が指定した河川について、洪水予報、氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）到達情報の発表、水防警報を発令する。
- ウ 支部水防長は、県知事指定河川について避難判断水位に達したとき、又は急激な水位上昇が予想され氾濫危険水位に到達するおそれがあるときは、洪水浸水想定区域の市町村長（防災担当幹部職員）に河川の状況、水位の変化、今後の見通し等を電話（ホットライン）で情報提供を行う。
- エ 水防支部は市町村長への情報の伝達状況を確認し、情報提供の内容、日時等とあわせて遅滞なく水防本部に報告する。
- オ 水位、水害状況の通報、連絡に当る。
- カ 水防作業状況及び水害状況の記録、写真撮影を行い保管する。
- キ 水防管理団体に関する水防作業の現地指導
- ク 備蓄資器材の点検、整備
- ケ 人員、資材及び器具の調達、輸送に当る。
- コ その他特に命ぜられた事項

(3) 地区水防連絡会の組織

各支部に地区の水防連絡会を設け、地区内の水防計画の樹立及び水防に関する事項について審議する。各支部管内の地区水防連絡会は次の通りである。（指）：指定水防管理団体を表す。

置 賦 総 合 支 庁		
東南置賜地区水防連絡会	東北地方整備局山形河川国道事務所 置賜広域行政事務組合消防本部 米沢警察署 南陽警察署 米沢市水防管理団体 南陽市水防管理団体（指） 高畠町水防管理団体（指） 川西町水防管理団体（指）	東北地方整備局山形河川国道事務所 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所白川ダム管理支所 ノ 長井ダム管理支所 北陸地方整備局飯豊山系砂防工事事務所 ノ 横川ダム管理支所 西置賜行政組合消防本部 長井警察署 小国警察署 長井市水防管理団体（指） 小国町水防管理団体 白鷹町水防管理団体（指） 飯豊町水防管理団体（指）

村山総合支庁			
東南村山地区水防連絡会	東北地方整備局 山形河川国道事務所	西村山地区水防連絡会	東北地方整備局 山形河川国道事務所 最上川ダム統合管理事務所
	山形市消防本部 上山市消防本部 天童市消防本部		西村山広域行政事務組合 消防本部
	山形警察署 上山警察署 天童警察署		寒河江警察署
	山形市水防管理団体（指） 上山市水防管理団体（指） 天童市水防管理団体（指） 山辺町水防管理団体 中山町水防管理団体		寒河江市水防管理団体（指） 河北町水防管理団体（指） 西川町水防管理団体 朝日町水防管理団体 大江町水防管理団体
			村山市水防管理団体 東根市水防管理団体 尾花沢市水防管理団体（指） 大石田町水防管理団体

最上総合支庁		庄内総合支庁	
最上地区水防連絡会	東北地方整備局新庄河川事務所	庄内地区水防連絡会	東北地方整備局酒田河川国道事務所 月山ダム管理所 酒田港湾事務所
	最上広域市町村圏事務組合消防本部		東北運輸局山形運輸支局酒田庁舎 海上保安庁酒田海上保安部
	新庄警察署		酒田地区広域行政組合消防本部 鶴岡市消防本部
	新庄市水防管理団体 金山町水防管理団体 最上町水防管理団体（指） 舟形町水防管理団体（指） 真室川町水防管理団体（指） 大蔵村水防管理団体（指） 鮭川村水防管理団体（指） 戸沢村水防管理団体（指）		鶴岡警察署 酒田警察署 庄内警察署
			鶴岡市水防管理団体（指） 酒田市水防管理団体（指） 三川町水防管理団体（指） 庄内町水防管理団体（指） 遊佐町水防管理団体（指）

第3節 指定水防管理団体

管内	支部	郡市別	管理団体名	主要河川名
置賜	東南置賜	東置賜郡	高畠町	屋代川、天王川
		南陽市	南陽市	吉野川
		東置賜郡	川西町	犬川
	西置賜	長井市	長井市	最上川、置賜野川、置賜白川
		西置賜郡	白鷹町	最上川
		〃	飯豊町	置賜白川
村山	東南村山	山形市	山形市	須川、馬見ヶ崎川、立谷川、本沢川、村山高瀬川
		上山市	上山市	前川、須川、蔵王川
		天童市	天童市	最上川、立谷川、乱川、倉津川、押切川、須川
	西村山	寒河江市	寒河江市	寒河江川、沼川、最上川
		西村山郡	河北町	寒河江川、最上川
最上	最上	最上郡	真室川町	真室川
		〃	鮭川村	鮭川、泉田川
		〃	戸沢村	鮭川、最上川
		〃	大蔵村	銅山川、最上川
		〃	最上町	最上小国川
		〃	舟形町	最上川、最上小国川
庄内	庄内	酒田市	酒田市	最上川、赤川、京田川、新井田川、日向川 相沢川、田沢川、荒瀬川、大山川、豊川
		〃	遊佐町	日向川、月光川
		鶴岡市	鶴岡市	赤川、大山川、内川、青竜寺川、藤島川、 京田川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川
		東田川郡	三川町	赤川、藤島川、大山川、青竜寺川
		〃	庄内町	最上川、立谷沢川、京田川
計		22団体		

第4節 水防団員等現況表

水防団員等現況表を資料編に示す。

第5節 大規模氾濫時の減災対策協議会

山形県における「大規模氾濫時の減災対策協議会」は以下のとおり。

【国管理河川・県管理河川】

- 最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会
- 最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会
- 最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会

【県管理河川のみ】

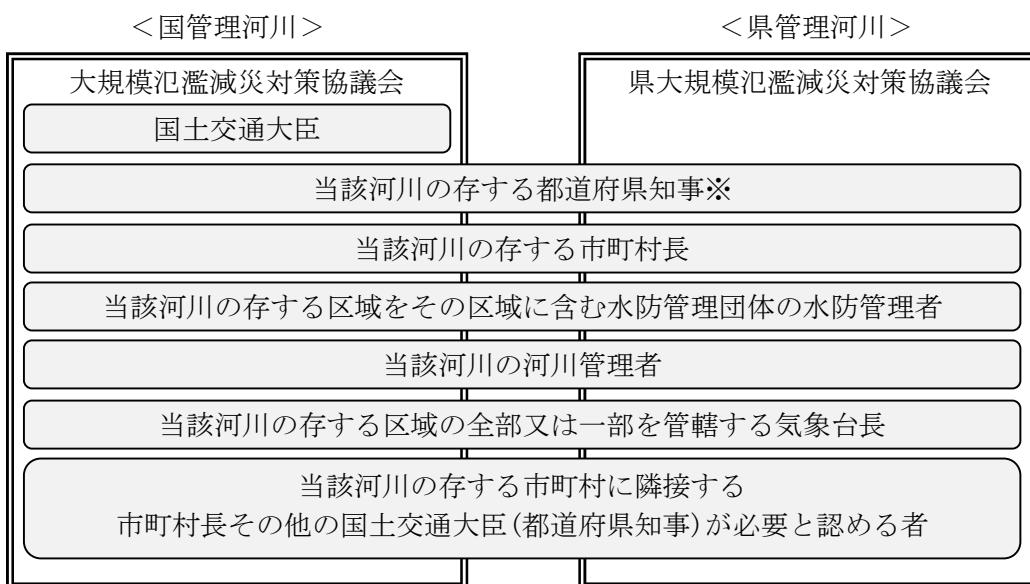
- 荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会
- 山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会

協議会の構成員

大規模氾濫減災対策協議会の法定協議会の構成員は以下のとおり。

(水防法第15条の9第2項、及び第15条の10第2項)

なお、これらの者から委任を受けた者を、構成員とすることができる。



※ 協議会の運用上、山形県知事から委任を受けた者として、各総合支庁建設部長を構成員とする。